

国保

健康なまじづくり

国保と医療費

国民健康保険は、皆さんの医療費を負担する大切な制度です。その医療費が増えていきます。特に高齢者の医療費は、一般の国保加入者の4倍以上かかっています。

国保と保険税

国民健康保険税は、国保加入者の皆さんが、病気やケガをしたときの医療費にあてられる大切な財源です。おかげで私たちは医療費を3割（又は2割）負担するだけで、医療を受けることができるのです。

医療費と保険税

医療費が増えれば増えるほど、国保の財政は厳しい状況になり、将来的には国保制度そのものがパンクしてしまうことも考えられます。それを補うために皆さんにも大きな負担、すなわち保険税などを上げる必要が生じてまいります。

健康づくりと保険税

国民健康保険税は、その年に予測される医療費をもとに決めるため、医療費が上がれば保険税も上がり、医療費が下がれば保険税も下がります。

一人ひとりがみのり豊かで満足できる人生を過ごすことができるように、健康づくりを始めましょう。

いつも笑顔でわたしたちの老人保健

老人保健制度とは

老人保健制度とは、国民が健やかで安心して老後の生活を送れるよう、また、お年寄りの医療への負担を軽くしようという制度です。70歳（寝たきりなどの場合は65歳）以上の方に適用されます。70歳になる方には、誕生日に役場町民課保険医療係より通知します。医療保険の資格はそのままです。

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、加入している医療保険の「保険証（被保険者証）」と、町

から交付された「医療受給者証」、**「健康手帳」**を持参してください。

一部負担金

ひとつの医療機関ごと（内科と歯科では別々）に支払います。

〔外来〕

定率1割負担の場合

ただし、1か月に負担する上限額が決められています。

月額上限

●院外処方せんが交付されなかった方

医療機関 3,000円

ベッド数200床以上の病院 5,000円

●院外処方せんが交付された方

医療機関 1,500円

薬局 1,500円

ベッド数200床以上の病院

医療機関 2,500円

薬局 2,500円

定額制の場合

1日800円

※1か月に5日以上通院した場合、その月の5日目以降の通院に負担はありません。

※院外処方でも薬局での負担はありません。

〔入院〕

定率1割負担の場合

ただし、1か月に負担する上限額が決められています。

月額上限

一般 37,200円

※1住民税非課税世帯等

24,600円

※1住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方

15,000円

※2長期特定疾病患者

10,000円

※1に該当する方は「入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」が、※2に該当する方は「特定疾病療養受療証」が必要となります

ので、役場町民課保険医療係に申請してください。

お問合せ先

役場町民課保険医療係

☎985-4107

国民のライフスタイルを明らかにする調査です。

10月20日現在で社会生活基本調査を実施します

調査世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

総務省統計局・愛媛県
http://www.stat.go.jp/

福祉

敬老会のご案内

今年も、長寿をお祝いして、「松前町敬老会」を各校区ごとに開催します。

70歳以上の対象者には、ハガキでご招待します。ぜひご出席ください。

開催日

9月15日（祝）

開催場所及び時間

岡 田校区

受付 8時40分～
式典 9時30分～

岡田中学校体育館

松 前校区

受付 9時10分～
式典 10時～

松前小学校体育館

北伊予校区

受付 9時40分～
式典 10時30分～

北伊予小学校体育館

お問合せ先

役場福祉課高齢者福祉係

☎985-4113

※案内ハガキをご持参ください。